

改正案	現行
<p>第一～四 略</p> <p>第五 屋根の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 令第百七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているのを除く。）</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ <u>野地板及びたる木を、それぞれ、厚さが三十三ミリメートル以上及び四十五ミリメートル以上の木材で造り、かつ、これらと外壁（軒桁を含む。）との間にできるすき間の部分に、厚さが四十五ミリメートル以上の木材の面戸板が設けられた構造とすること。</u> <u>（たる木及び面戸板との取合いの部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分にたる木欠きを設けるなど当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することが出来るものに限る。）</u></p>	<p>第一～四 略</p> <p>第五 屋根の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 令第百七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているのを除く。）</p> <p>イ・ロ 略</p>